

第7回 小規模校対策2校合同検討委員会

令和2年10月21日（水）10時00分～
御園小学校 会議室

〈次第〉

- 開会・議長あいさつ
- 出席者紹介

1 これまでの検討委員会の経過について

資料1

2 教育委員会からの提案について

資料2

3 その他

（参考資料）

- ・2校合同検討委員会ニュース（第7号）
- ・小規模校対策2校合同検討委員会名簿
- ・小規模校対策2校合同検討委員会規約

〈今後の予定〉

令和2年11月16日（月）13時～ 名城小学校
令和2年12月16日（水）10時～ 御園小学校

○第1回（平成31年2月14日）

- ・統合校の場所は、名城小の場所が望ましいという方向性となった。

○第2回（平成31年3月18日）

- ・検討事項（統合の合意事項）については、校名、通学の安全対策、校章、校歌をどうするかを議論し、必要な内容を合意書に書くことになった。

○第3回（令和元年5月20日）

- ・校名の決定方法を決める前に、「名城小学校」という名前を残すかどうかという議論を先に行うことになった。
- ・御園小学校の保護者や未就学児にアンケートを取り、その結果を受けて、再度話し合うことになった。

○第4回（令和元年7月25日）

- ・御園小の委員から校名について、「名城」という名前を残すのであれば、「名城小学校」ではなく、「名城御園小学校」という校名ではどうか、という提案があった。
- ⇒名城小の意見をまとめ、次回の会議で回答することになった。
- ・御園小の委員から統合時期は改修工事完了後とし、また統合までの間、御園学区の児童は、御園小と名城小のいずれかを選択できるようにならないか、という提案があった。
- ⇒学校選択の可否については、教育委員会で検討し、次回の会議で回答することになった。

○第5回（令和元年11月15日）

- ・事務局より御園学区児童の学校選択を令和2年度から実施するためには、令和元年12月中の合意が必要と回答があった。
- ・名城小の委員から名城小PTAで行ったアンケートの集計結果も踏まえ、校章や校歌などは御園小学校の歴史がつながるよう配慮するので、校名は「名城小学校」でお願いできないか提案があった。また、統合時期については御園小の考えに合わせて工事完了後で良いのではないか、という提案があった。
- ・12月中に統合の合意ができるよう話し合っていくことになった。

○第6回（令和元年12月20日）

※開催までに合意事項の一致点を見いだせなかったことから延期。

○第6回（令和2年2月19日）

- ・事務局より教育委員会において両校の統合は必要不可欠の重要課題と位置付けていると説明があった。また、来年度こそは統合に向けた合意形成が実現できるよう全力を尽くし、積極的に関わっていくという決意表明があった。

教育委員会からの提案について

1 提案内容

校 名	名城御園小学校
※統合時期	令和4年4月
※委託選択 通学	令和3年4月から統合するまでの間、御園学区の児童は希望により名城小学校への通学を可能とする。

※ 統合時期、委託選択通学については、令和2年12月中旬までに合意した場合を想定。統合場所については、第1回検討委員会において通学距離、校地面積、保有教室数から名城小の場所が望ましいという方向性となった。

2 提案理由

(1) 校 名

小規模校対策に関する実施計画（平成22年9月策定）は、「統合にあたっては、一方の学校を残し他方の学校を廃止するという考え方ではなく、新しい学校を開設するという考え方」に立っている。

同実施計画の趣旨、並びに検討委員会におけるこれまでの議論の経過も踏まえ、「名城御園小学校」が統合校の校名にふさわしい。

(2) 統合時期・委託選択通学

統合によって、子どもたちがより多くの友だちや先生と関わり合うことを通じて、多様な考え方や価値観に触れ、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などをより一層育むことができるよう、早期の統合を目指す。

3 統合スケジュール(令和2年12月中旬までに合意の場合)

区分	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)
名城小		設計		工事	工事完了
御園小		統合			

◎2022 (R4) 年度に統合

4 今後の検討委員会のスケジュール

区 分	日 時	内 容
第8回	令和2年11月16日(月)13時～ 【会場：名城小学校】	○合意事項の検討・協議
第9回	令和2年12月16日(水)10時～ 【会場：御園小学校】	○合意事項の決定・承認

御園小学校・名城小学校
小規模校対策
2校合同検討委員会ニュース

第7号

発行日：令和2年7月10日

第6回会議

日時：令和2年2月19日（水）10時～11時

会場：名城小学校 会議室

《第6回会議の内容》

（事務局より）

- 開催までに両校の検討委員会委員の間で合意事項の一致点を見いだせなかったことから令和元年12月に予定していた会議を延期したことについて報告しました。
- 教育委員会において、両校の統合は、必要不可欠の重要課題と位置付けていることについて説明しました。
- 来年度こそは、統合に向けた合意形成が実現できるよう、事務局として全力を尽くし、積極的に関わっていくという決意表明をしました。

主な発言等（☆：各委員からの発言、⇒：事務局からの説明）

- ☆統合により通学距離が長くなる低学年児童の安全確保について伺いたい。
⇒名古屋市の基準では、小学校の通学距離は概ね2kmを目安としている。今後、想定されるルートを実際に歩いたり、分団をどうするかなどを検証したりしながら、子どもたちの安全確保に努めてまいりたい。
- ☆早く統合し、子どもたちが楽しく学校生活を過ごせる環境をつくるのが大人の役目と思っているが、両校の歩み寄りが難しい。
- ☆検討委員会は、小規模校、大規模校の良し悪しを議論する場ではなく、統合について協議する場であることを改めて確認しておきたい。
- ☆検討委員会における発言について誤った情報が流れている事例があるので、事務局は正確な情報を発信してもらいたい。
- ☆統合を実現したいのであれば、教育委員会が音頭をとって進めるべき。
- ☆教育委員会の主導で話し合うと統合が前提の話し合いになるので、統合を前提とせず、期限を決めずに議論していきたい。
- ☆校名で協議が止まっているが、長い目で見れば「名城小学校」で統合することが一番よいと思う。統合時期は早い方がよいと思うが、校名ほどのこだわりはない。
- ☆子どもたちが社会の中心となって活躍する将来を見据え、名古屋の学校教育の看板になるような特色のある教育内容や施設整備を目指した議論をしていきたい。
- ☆統合を契機とした新しい学校づくりにおいて、どのような教育を提供し、何を大切にすることが子どもたちにとってためになるのか、という視点をもった議論を期待したい。
- ☆公立学校は設置基準があり、どの学校も同じことしかできない。歴史ある「名城小学校」の名前を残したい。

◆次回の会議について

日時：未定 開催日時は、会議開催の2週間前までに下記ホームページに掲載します。

内容：校名、統合時期、合意事項 等

※会議の傍聴方法は、会議の開催の案内とともにホームページに掲載します。

◆小規模校対策2校合同検討委員会の内容等について

検討委員会の資料やニュース等は、市のホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000112879.html>



◆お問い合わせ先（事務局）

皆さまからのご意見やご質問を受け付けています。EメールまたはFAXでお寄せください。

名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境計画室

Eメール：a3226@kyoiku.city.nagoya.lg.jp FAX：052-972-4176 TEL：052-972-3282

小規模校対策2校合同検討委員会 名簿

	御 園	名 城
地域委員	区政協力委員会顧問 伊藤 秀成 ○	区政協力委員会顧問 小川 音三 ○
	区政協力委員会委員長 余吾 昌信 ※	区政協力委員会委員長 林 左希也 ◎
	区政協力委員会副委員長 奥野 量英	区政協力委員会副委員長 暮石 明彦
保護者委員	P T A顧問 篠田 達幸 ○	P T A相談役 川口 直也
	P T A会長 岩田 剛彦 ◎	P T A会長 竹村 公明 ○
	P T A副会長 大橋 美奈 ※	P T A副会長 鈴木 慎二
	P T A副会長・母親代表 藤井 優雅 ※	P T A副会長・母親代表 堀内 沙衣子 ※
学校	校長 中越 敏文	校長 川北 貴之
	教頭 小塚 寛子 ※	教頭 吉野 徹 ※

教育委員会事務局担当者

主 幹	平尾 隆明	指導主事	炭竈 昭一		
主 査	高橋 和彦	副 係 長	植松 勇臣	主事	大矢 孝史※

◎は代表委員、○は副代表委員、※は新任

小規模校対策2校合同検討委員会規約

(目的)

第1条 本会は、小規模校対策2校合同検討委員会(以下「委員会」という。)と称し、御園小学校及び名城小学校を統合することにより小規模校の抱える課題を解決し、教育環境の改善を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 統合により小規模校の抱える課題を解決し、教育環境の改善を図るために必要な関係者の意見の聴取及び集約
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる委員を置く。

- (1) 御園学区及び名城学区(以下「各学区」という。)の区政協力委員長、区政協力副委員長及び各学区が推薦した者(以下「地域委員」という。) 6名(各学区3名)
 - (2) 御園小学校及び名城小学校のPTA(以下「各PTA」という。)の会長、副会長、母親代表及び各PTAが推薦した者(以下「保護者委員」という。) 8名(各PTA4名)
 - (3) 御園小学校及び名城小学校の校長及び教頭 4名(各小学校2名)
 - (4) その他必要と認める者
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は再任を妨げない。

(代表委員及び副代表委員)

- 第4条 各学区・各PTAの委員の中から、代表委員1名、副代表委員2名をそれぞれ置く。(計6名)
- 2 代表委員および副代表委員は、各学区・各PTAがそれぞれ協議して決定する。
 - 3 副代表委員2名の内訳は、地域委員1名、保護者委員1名とする。

(代表委員及び副代表委員の職務)

- 第5条 代表委員は委員会を総理する。
- 2 副代表委員は、代表委員を補佐し、代表委員に事故があるときは、その職務

を代理する。

3 副代表委員の職務の代理の順序は、各学区・各PTAが協議して決定する。

(議長)

第6条 会議の議長は、代表委員が持ち回りで務めることとし、その順序は別に定める。

2 議長は、会議を主宰する。

(会議)

第7条 会議は、必要の都度、代表委員が協議して招集する。

2 会議の会場は、2校の持ち回りとし、その順序は別に定める。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長が必要と認めた場合は、特別過半数（3分の2以上の賛成）とすることができる。

5 議長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

6 会議の公開等に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 委員会の庶務に関すること

(2) 委員会の会議の進行に関すること

(3) 委員会の審議に必要な資料を作成すること

(4) 議事録を作成すること

3 事務局は、会議において必要な助言をすることができる。

(委任)

第9条 その他委員会の運営に必要な事項は、会議に諮ったうえ、代表委員で協議して定める。

(附則)

この規約は、平成31年2月14日から施行する。

(任期の特例)

最初の委員の任期は、第3条第2項の規定に限らず、平成31年3月31日までとする。